

第4章 報酬、旅費、退職手当

○学校法人愛知淑徳学園役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人愛知淑徳学園（以下「学園」という。）の寄附行為第33条の規定に基づき、役員報酬（以下「報酬」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- （4）役員の報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員の給与に関する規程に基づくものを含まない。
- （5）費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）常勤の役員 報酬、退職金
- （2）非常勤の役員 報酬、退職金

2 役員の報酬は、年額をもって定める。退職金は、別に定める法人役員等退職金規程（以下「退職金規程」という。）に基づいて算定する。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 役員に対する報酬総額は、別表第1とし、その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

2 非常勤の役員に対する会議等への出席における報酬の額は、別表第2に定める額とする。

3 報酬額は、理事会で審議の上、理事長が決定する。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員に対する報酬は当年度分を一括して3月に支給する。ただし、理事長が相当と認めたときは、2回ないし12回に分割して支給することができる。

2 退職金については、別に定める退職金規程に基づいて、退職金を支給する。

3 非常勤の役員に対する報酬（別表第2）は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める職員の旅費に関する規程及び役員等に支給する滞在費等の額に基づいて、旅費等を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程及び退職金規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程を変更し又は廃止するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和61年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 役員報酬（第4条関係）

区 分		役員報酬年額
理事	理事長	3,600,000円
	常任理事	1,800,000円
	非常勤理事	150,000円
監事	常任監事	1,800,000円
	非常任監事	200,000円

別表第2 非常勤の役員の会議等への出席における報酬（第4条関係）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	11,137円

（2）監事

	日 額
監事監査等会議への出席	11,137円